

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第1編 総則</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 地震防災面からみた福岡県の特</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 社会的条件</p> <p>第1 人口の状況</p> <p>1 人口</p> <p>本県の平成27年10月1日現在の人口は、510万人であり、福岡市、北九州市の2つの政令指定都市を抱えるなど人口集積が高い。</p> <p>地域別人口をみると、福岡地域の259万1千人（構成比50.8%）が最も多く、以下、北九州地域の128万1千人（同25.1%）、筑後地域の81万3千人（同15.9%）、筑豊地域の41万7千人（同8.2%）であり、福岡地域への人口の集積が進んでいる。（平成27年国勢調査）</p> <p>2 高齢化の進行</p> <p>本県における65歳以上の高齢者人口は、平成2年には59万7千人（12.4%）であったものが、平成27年には130万5千人（25.6%）となっており高齢化が進んでいる。</p> <p>※高齢者人口の地域別構成比</p> <p>福岡地域562,063人（43.1%）、北九州地域375,614人（28.8%）</p> <p>筑後地域233,767人（17.9%）、筑豊地域133,320人（10.2%）</p> <p>（平成27年国勢調査）</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第3節 本県の地震災害の特色</p> <p>第1 地震災害履歴</p> <p>1～3 (略)</p> <p>■直近の本県関係の地震</p> <p>【2016年(平成28年) 熊本地震】(略)</p> <p>過去の本県関係の主な地震は次のとおりである。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1868（明治元）年以降</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 地震防災面からみた福岡県の特</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 社会的条件</p> <p>第1 人口の状況</p> <p>1 人口</p> <p>本県の令和2年10月1日現在の人口は、約514万人であり、福岡市、北九州市の2つの政令指定都市を抱えるなど人口集積が高い。</p> <p>地域別人口をみると、福岡地域の269万人（構成比52.4%）が最も多く、以下、北九州地域の125万4千人（同24.4%）、筑後地域の79万4千人（同15.5%）、筑豊地域の39万7千人（同7.7%）であり、福岡地域への人口の集積が進んでいる。（令和2年国勢調査）</p> <p>2 高齢化の進行</p> <p>本県における65歳以上の高齢者人口は、平成2年には59万7千人（12.4%）であったものが、平成27年には130万5千人（25.6%）、令和2年には143万23千人（27.9%）となっており高齢化が進んでいる。</p> <p>※高齢者人口の地域別構成比</p> <p>福岡地域636,897人（44.5%）、北九州地域403,262人（28.1%）</p> <p>筑後地域251,424人（17.5%）、筑豊地域141,214人（9.9%）</p> <p>（令和2年国勢調査）</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第3節 本県の地震災害の特色</p> <p>第1 地震災害履歴</p> <p>1～3 (略)</p> <p>■直近の本県関係の地震</p> <p>【2016年(平成28年) 熊本地震】(略)</p> <p>過去の本県関係の主な地震は次のとおりである。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1868（明治元）年以降</p>	<p>令和2年国勢調査に伴う修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧										新										改正理由		
年	月	日	時	分	震源	東経	北緯	深さ	M	被害の概要	年	月	日	時	分	震源	東経	北緯	深さ	M	被害の概要	
1872	3.14		17	時頃	浜田地震	132° 06'	35° 09'		7.1	久留米で液状化による被害	1872	3.14		17	時頃	浜田地震	132° 06'	35° 09'		7.1	久留米で液状化による被害	
1898	8.10		21	:57	福岡市 付近 (糸島半島)	130° 12'	33° 36'			糸島半島で負傷者3名、家屋、神社土蔵破損。 12日8:36(M5.8)にも余震 12日の地震で福岡市で家屋、土蔵の壁に亀裂、早良郡彩峯、金部村で土蔵被害	1898	8.10		21	:57	福岡市 付近 (糸島半島)	130° 12'	33° 36'			糸島半島で負傷者3名、家屋、神社土蔵破損。 12日8:36(M5.8)にも余震 12日の地震で福岡市で家屋、土蔵の壁に亀裂、早良郡彩峯、金部村で土蔵被害	
1929	8.8		22	:33	福岡県	130° 16'	33° 32'		5.1	雷山付近 震央付近で壁亀裂垂れ崩れ 震度3 福岡 佐賀 厳原	1929	8.8		22	:33	福岡県	130° 16'	33° 32'		5.1	雷山付近 震央付近で壁亀裂垂れ崩れ 震度3 福岡 佐賀 厳原	
1930	2.5		22	:28	福岡県 西部	130° 19'	33° 28'	30	5.0	雷山付近 小窪崩れ、地割れ。 (7日12:35強い余震) 震度3 福岡 佐賀 厳原	1930	2.5		22	:28	福岡県 西部	130° 19'	33° 28'	30	5.0	雷山付近 小窪崩れ、地割れ。 (7日12:35強い余震) 震度3 福岡 佐賀 厳原	
1941	11.19		1	:46	日向灘	132° 08'	32° 07'		7.2	宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛でも被害 宮崎ではほとんどの家の壁に亀裂、人吉死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、 ³ 壊11棟等の被害、日向灘沿岸では津波 ³ 最大1mで船舶に若干の被害。 震度5 宮崎 人吉 震度4 福岡 熊本 大分 震度3 飯塚、久留米	1941	11.19		1	:46	日向灘	132° 08'	32° 07'		7.2	宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛でも被害 宮崎ではほとんどの家の壁に亀裂、人吉死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、 ³ 壊11棟等の被害、日向灘沿岸では津波 ³ 最大1mで船舶に若干の被害。 震度5 宮崎 人吉 震度4 福岡 熊本 大分 震度3 飯塚、久留米	
1966	11.12		21	:01	有明海	130° 16'	33° 04'	20	5.5	屋根瓦や壁の崩壊。 震度3 福岡 熊本 佐賀 雲仙、日田	1966	11.12		21	:01	有明海	130° 16'	33° 04'	20	5.5	屋根瓦や壁の崩壊。 震度3 福岡 熊本 佐賀 雲仙、日田	
1968	8.6		1	:17	愛媛県 西部	132° 23'	33° 18'	40	6.6	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に被害、宇和島で重油でタンクのパイプ破損し、重油170klが海に流出 震度5 大分 震度4 福岡 山口 宮崎 延岡 熊本 阿蘇山 鹿児島 震度3 飯塚 下関 佐賀 日田、都城	1968	8.6		1	:17	愛媛県 西部	132° 23'	33° 18'	40	6.6	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に被害、宇和島で重油でタンクのパイプ破損し、重油170klが海に流出 震度5 大分 震度4 福岡 山口 宮崎 延岡 熊本 阿蘇山 鹿児島 震度3 飯塚 下関 佐賀 日田、都城	
1991	10.28		10	:09	周防灘沖	131° 09.9'	33° 55.4'	19	6.0	文教施設等に若干の被害 震度4 福岡 震度3 飯塚 大分 佐賀 下関 山口 萩	1991	10.28		10	:09	周防灘沖	131° 09.9'	33° 55.4'	19	6.0	文教施設等に若干の被害 震度4 福岡 震度3 飯塚 大分 佐賀 下関 山口 萩	
1996	10.19		23	:44	日向灘	132° 00.5'	31° 47.9'	34	6.9	有感範囲は福井市までと広範囲にわたったが、被害は宮崎・大分県などで棚の落ち程度、飯肥城大手門・松尾の丸など瓦が数百枚落ちた。沿岸で波高10cm程度の小津波。 震度5弱 宮崎市 鹿屋市 震度4 久留米市	1996	10.19		23	:44	日向灘	132° 00.5'	31° 47.9'	34	6.9	有感範囲は福井市までと広範囲にわたったが、被害は宮崎・大分県などで棚の落ち程度、飯肥城大手門・松尾の丸など瓦が数百枚落ちた。沿岸で波高10cm程度の小津波。 震度5弱 宮崎市 鹿屋市 震度4 久留米市	
1997	6.25		18	:50	山口県・島根県境	131° 40.0'	34° 26.5'	8	6.6	軽傷2名、家屋全壊1棟、半壊2棟、一部損壊176棟、水道断水は、阿東町、むつ村の2町村でピーク時90戸。 震度6強 益田市 震度4 久留米市	1997	6.25		18	:50	山口県・島根県境	131° 40.0'	34° 26.5'	8	6.6	軽傷2名、家屋全壊1棟、半壊2棟、一部損壊176棟、水道断水は、阿東町、むつ村の2町村でピーク時90戸。 震度6強 益田市 震度4 久留米市	
2005	3.20		10	:53	福岡県 北西沖	130° 10.5'	33° 44.3'	9	7.0	福岡市を中心に被害。 死者1名 重傷者197名 軽傷者989名 住家被害 全壊143棟、半壊352棟一部損壊9,185棟 福岡県 最大震度6弱	2005	3.20		10	:53	福岡県 北西沖	130° 10.5'	33° 44.3'	9	7.0	福岡市を中心に被害。 死者1名 重傷者197名 軽傷者989名 住家被害 全壊143棟、半壊352棟一部損壊9,185棟 福岡県 最大震度6弱	
2005	4.20		6	:11	福岡県 北西沖	130° 17.2'	33° 40.6'	14	5.5	重傷者3名 軽傷者67名 住家被害 半壊1棟一部損壊529棟 福岡県 最大震度5強	2005	4.20		6	:11	福岡県 北西沖	130° 17.2'	33° 40.6'	14	5.8	重傷者3名 軽傷者67名 住家被害 半壊1棟一部損壊529棟 福岡県 最大震度5強	記載の適正化

第3章 災害の想定

(略)

第1節 (略)

第2節 県内活断層の位置及び評価

第1 (略)

【図1 福岡県内で確認されている活断層の位置】(略)

【福岡県に存在する活断層の国等における評価】

第3章 災害の想定

(略)

第1節 (略)

第2節 県内活断層の位置及び評価

第1 (略)

【図1 福岡県内で確認されている活断層の位置】(略)

【福岡県に存在する活断層の国等における評価】

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ（九州支社）、ソフトバンク株式会社 （災害予防）（略） （災害応急対策）（略） 3～7（略） 8 九州電力株式会社 （災害予防） ・電力施設の整備と防災管理に関すること （災害応急対策） ・災害時における電力の供給確保に関すること （災害復旧） ・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること 9 <u>西部瓦斯株式会社</u> （略） 10（略） 第7 指定地方公共機関 <u>1～14</u>（略）</p> <p>第3節（略）</p> <p>第6章～第7章（略）</p>	<p>会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ（九州支社）、ソフトバンク株式会社 （災害予防）（略） （災害応急対策）（略） 3～7（略） 8 九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社 （災害予防） ・電力施設の整備と防災管理に関すること （災害応急対策） ・災害時における電力の供給確保に関すること （災害復旧） ・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること 9 <u>西部ガス株式会社</u> （略） 10（略） 第7 指定地方公共機関 1～7.6（略） <u>7 公益社団法人福岡県獣医師会</u> （災害予防）・（災害応急対策） ・災害時における負傷した愛護動物の治療等の実施に関するこ と <u>8～15</u>（略）</p> <p>第3節（略）</p> <p>第6章～第7章（略）</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の統一</p> <p>公益社団法人福岡県獣医師会の指定地方公共機関指定に係る修正</p>

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 防災基盤の強化</p> <p>第1節 都市構造の防災化 (略)</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 無電柱化事業の推進（道路維持課・公園街路課等）</p> <p>1 計画方針 緊急輸送道路など防災上重要な道路について無電柱化の整備を実施し、災害時の電力・通信等のライフラインの確保、電柱の倒壊による道路の寸断防止に努める。</p> <p>2 対策 緊急輸送道路など防災上重要な道路について無電柱化の整備を進めることで、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼす物件を排除し、道路の防災機能向上を図る。</p> <p>第6～第8 (略)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 土木防災施設・社会資本施設等の安全化 (略)</p> <p>第1～3</p> <p>第4 ライフライン施設の安全対策 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 国内通信施設の安全対策（西日本電信電話株式会社） 西日本電信電話株式会社福岡支店は、防災業務計画、災害等対策規定に基づき具体的な措置を定めて、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について耐震化・耐浪性等の予防措置を講じ万全を期するものとする。 (1)～(2) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第3章 県民等の防災力の向上</p> <p>第1節 県民が行う防災対策 (略)</p> <p>第1 県民が行う主な防災対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災に関する家族会議の開催 (1)～(2) (略)</p>	<p>2編 災害予防計画</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 防災基盤の強化</p> <p>第1節 都市構造の防災化 (略)</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 無電柱化事業の推進（道路維持課・公園街路課等）</p> <p>1 計画方針 緊急輸送道路など防災上重要な道路について無電柱化の整備を促進し、災害時の電力・通信等のライフラインの確保、電柱の倒壊による道路の寸断防止に努める。</p> <p>2 対策 緊急輸送道路など防災上重要な道路について、必要に応じて、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の整備を進めることで、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼす物件を排除し、道路の防災機能向上を図る。</p> <p>第6～第8 (略)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 土木防災施設・社会資本施設等の安全化 (略)</p> <p>第1～3</p> <p>第4 ライフライン施設の安全対策 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 国内通信施設の安全対策（西日本電信電話株式会社） 西日本電信電話株式会社九州支店は、防災業務計画、災害等対策規定に基づき具体的な措置を定めて、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について耐震化・耐浪性等の予防措置を講じ万全を期するものとする。 (1)～(2) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第3章 県民等の防災力の向上</p> <p>第1節 県民が行う防災対策 (略)</p> <p>第1 県民が行う主な防災対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災に関する家族会議の開催 (1)～(2) (略)</p>	<p></p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p></p> <p>組織改編に伴う修正</p>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(3) 家族の安否確認・連絡方法（福岡県災害情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 防災知識の普及 (略)</p> <p>第1 県民等に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 学校教育を通じての普及（高校教育課・義務教育課・特別支援教育課、市町村）</p> <p>学校教育の中での防災教育は、地域の実状に則した防災教育を多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針のもとに防災教育が実施された場合、大きな効果をあげる可能性がある。</p> <p>このことを念頭に、児童・生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じて、地震等の災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心にした啓発を行う。</p> <p>また、県及び市町村は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、<u>防災に関する教育の充実に努めるものとする。</u>また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。</p> <p>第2～第8 (略)</p> <p>第5節～第6節 (略)</p>	<p>(3) 家族の安否確認・連絡方法（スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビまもるくん」、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 防災知識の普及 (略)</p> <p>第1 県民等に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 学校教育を通じての普及（<u>防災危機管理局</u>・高校教育課・義務教育課・特別支援教育課、市町村）</p> <p>学校教育の中での防災教育は、地域の実状に則した防災教育を多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針のもとに防災教育が実施された場合、大きな効果をあげる可能性がある。</p> <p>このことを念頭に、児童・生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じて、地震等の災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心にした啓発を行う。</p> <p>また、県及び市町村は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保などに<u>努めるとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u>また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。</p> <p>第2～第8 (略)</p> <p>第5節～第6節 (略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p>
<p>第4章 効果的な応急活動のための事前対策</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 津波災害予防体制の整備 (略)</p> <p>第1 津波災害予防対策のための基本的な考え方</p> <p>1 (略)</p> <p>2 津波災害予防対策の基本的な考え方</p> <p>最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上、浸水を防止する機</p>	<p>第4章 効果的な応急活動のための事前対策</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 津波災害予防体制の整備 (略)</p> <p>第1 津波災害予防対策のための基本的な考え方</p> <p>1 (略)</p> <p>2 津波災害予防対策の基本的な考え方</p> <p>最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上、浸水を防止する機</p>	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるよう努めるものとする。</p> <p>比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるよう努めるものとする。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 避難体制の整備（防災危機管理局、道路維持課、保健医療介護部・福祉労働部、警察本部、関係各課、市町村）</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 避難指示</p> <p>沿岸地域の市町村長は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p> <p>6～7 (略)</p> <p>第4 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 伝達手段の確保</p> <p>沿岸市町村は、住民、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等に対する津波警報等の伝達手段として、市町村防災行政無線の整備を推進するとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車、旗などその他視覚的伝達方法等多様な手段を整備する。また、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、アラート（災害情報共有システム）等の活用や戸別受信機の配備強化に努めるなど情報伝達手段の更なる多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>なお、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。</p> <p>県は、市町村が上記情報伝達措置が行うことができるよう指導・助言を行うものとする。</p>	<p>能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p>比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるよう努めるものとする。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 避難体制の整備（防災危機管理局、道路維持課、保健医療介護部・福祉労働部、警察本部、関係各課、市町村）</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 避難指示</p> <p>沿岸地域の市町村は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、<u>津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。なお、市町村は、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</u></p> <p>6～7 (略)</p> <p>第4 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 伝達手段の確保</p> <p>沿岸市町村は、住民、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等に対する津波警報等の伝達手段として、市町村防災行政無線の整備を推進するとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車、旗などその他視覚的伝達方法等多様な手段を整備する。また、<u>スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビまもるくん」</u>、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、アラート（災害情報共有システム）等の活用や戸別受信機の配備強化に努めるなど情報伝達手段の更なる多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>なお、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。</p> <p>県は、市町村が上記情報伝達措置を行うことができるよう指導・助言を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>3～6 （略）</p> <p>第5～第7 （略）</p> <p>第8 津波に強いまちづくり（防災危機管理局、都市計画課、総合政策課、関係各課、市町村、道路管理者）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 津波災害特別警戒区域や津波災害特別警戒区域の指定</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 区域内の防災対策</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 防災関連施設</p> <p>国(国土交通省)、県及び市町村は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。</p> <p>国(国土交通省)、県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路とのアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</p> <p>第9～第12 （略）</p> <p>第5節 情報管理体制の整備</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 緊急地震速報・津波警報等の受信伝達体制の整備（防災危機管理局、市町村、関係機関）</p> <p>気象庁から発せられる緊急地震速報、震度速報等の地震情報及び津波警報・注意報は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要である。そのため、その受信、伝達を迅速・的確に行うための体制を整備する。</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 受信伝達体制の整備</p> <p>県、市町村及び関係機関は、研修、訓練等により、津波警報・注意報等の迅速・的確な受信伝達方法に習熟しておくものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 情報通信施設等の整備</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源</p>	<p>3～6 （略）</p> <p>第5～第7 （略）</p> <p>第8 津波に強いまちづくり（防災危機管理局、都市計画課、総合政策課、関係各課、市町村、道路管理者）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 津波災害特別警戒区域や津波災害特別警戒区域の指定</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 区域内の防災対策</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 防災関連施設</p> <p>国(国土交通省)、県及び市町村は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。</p> <p>国(国土交通省)、県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路とのアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</p> <p><u>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。</u></p> <p>第9～第12 （略）</p> <p>第5節 情報管理体制の整備</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 緊急地震速報・津波警報等の受信伝達体制の整備（防災危機管理局、市町村、関係機関）</p> <p>気象庁から発せられる緊急地震速報、震度速報等の地震情報及び津波警報等は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要である。そのため、その受信、伝達を迅速・的確に行うための体制を整備する。</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 受信伝達体制の整備</p> <p>県、市町村及び関係機関は、研修、訓練等により、津波警報等の迅速・的確な受信伝達方法に習熟しておくものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 情報通信施設等の整備</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源</p>	<p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>消防庁からの指摘に基づく修正</p> <p>消防庁からの指摘に基づく修正</p>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>設備の保守点検を実施し、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。</p> <p>また、さまざまな環境下にある住民等及び県及び市町村の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。国、県、市町村及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化にも努めるものとする。</p> <p>国、県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>九州地方整備局、第七管区海上保安本部、大阪航空局、県（防災危機管理局・医療指導課）、警察（警備課）、市町村、消防機関、放送事業者</p> <p>1 （略）</p> <p>2 無線通信施設等の整備</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5）指定公共機関の無線通信施設</p> <p>ア 西部ガス株式会社</p> <p>西部ガスが、ガス保安用に設置した無線通信設備については、災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、整備並びに増強を図る。</p> <p>イ 九州電力株式会社</p> <p>九州電力が、電力保安用に設置した無線通信設備については、下記によりその整備を図る。</p> <p>（ア）災害時における通信の輻輳を軽減するため、適切な通信回線の確保を行う。</p> <p>（イ）災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線設備の整備を図る。</p> <p>（ウ）地上災害による影響を受けにくい衛星通信システムの効率的運</p>	<p>設備の保守点検を実施し、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。</p> <p>また、さまざまな環境下にある住民等及び県及び市町村の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビまもるくん」、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。国、県、市町村及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化にも努めるものとする。</p> <p>国、県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>九州地方整備局、第七管区海上保安本部、大阪航空局、県（防災危機管理局・医療指導課）、警察（警備課）、市町村、消防機関、放送事業者</p> <p>1 （略）</p> <p>2 無線通信施設等の整備</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5）指定公共機関の無線通信施設</p> <p>ア 西部ガス株式会社</p> <p>西部ガスが、ガス保安用に設置した無線通信設備については、災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、整備並びに増強を図る。</p> <p>イ 九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社</p> <p>九州電力及び九州電力送配電が、電力保安用に設置した無線通信設備については、下記によりその整備を図る。</p> <p>（ア）災害時における通信の輻輳を軽減するため、適切な通信回線の確保を行う。</p> <p>（イ）災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線設備の整備を図る。</p> <p>（ウ）地上災害による影響を受けにくい衛星通信システムの効率的運</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>用を図る。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 情報通信設備の維持</p> <p>(1) 県、市町村及び防災関係機関の防災関連機器の維持管理</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、必要な地震計等、津波高の観測に必要な潮位計、GPS波浪計、水圧計等の観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、アラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。</p> <p>また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加することとする。</p> <p>非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図ること。</p> <p>九州総合通信局は、災害の発生による停電に対し、情報伝達に係る重要な情報通信ネットワークの維持を図るため、「災害対策用移動電源車」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備しているため、県及び市町村は、必要に応じ電源車の借受申請を九州総合通信局に対して行い、貸与を受けるものとする。</p> <p>第6節 広報・広聴体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備(国、県(防災危機管理局・関係各課)、市町村、公共機関、放送事業者、通信事業者、ライフライン関係機関)</p> <p>1～10 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第7節～8節 (略)</p>	<p>用を図る。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 情報通信設備の維持</p> <p>(1) 県、市町村及び防災関係機関の防災関連機器の維持管理</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、必要な地震計等、津波高の観測に必要な潮位計、GPS波浪計、水圧計等の観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、アラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。</p> <p>また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加することとする。</p> <p>非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図ること。</p> <p>九州総合通信局は、災害の発生による停電に対し、情報伝達に係る重要な情報通信ネットワークの維持を図るため、「災害対策用移動電源車」及び「可搬型発電機」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備しているため、県及び市町村は、必要に応じ電源車の借受申請を九州総合通信局に対して行い、貸与を受けるものとする。</p> <p>第6節 広報・広聴体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備(国、県(防災危機管理局・関係各課)、市町村、公共機関、放送事業者、通信事業者、ライフライン関係機関)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 県及び市町村は、防災気象情報の伝達や被災者の安否情報等について、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。</p> <p>5～10 (略)</p> <p>11 県は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第7節～8節 (略)</p>	<p>機材の更新に伴う修正</p> <p>令和4年度新規施策に係る修正</p> <p>防災基本計画(R4.6修正)に基づく修正</p>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第9節 避難体制の整備</p> <p>市町村は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、住民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図るものとする。</p> <p>県及び市町村は、指定緊急避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・公有財産の有効活用を図るものとする。</p> <p>県は、市町村の避難体制の整備に関して必要な助言・指導を行うものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県、市町村、学校、病院等の施設の管理者</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 福祉避難所の指定・管理</p> <p>市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 指定避難所の設備等の整備</p> <p>ア 市町村長は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、</p>	<p>第9節 避難体制の整備</p> <p>市町村は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、住民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、<u>地域の特性に応じて指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図るものとする。</u></p> <p>県及び市町村は、指定緊急避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・公有財産の有効活用を図るものとする。</p> <p>県は、市町村の避難体制の整備に関して必要な助言・指導を行うものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県、市町村、学校、病院等の施設の管理者</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 福祉避難所の指定・管理</p> <p>市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人、<u>医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u>また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 指定避難所の設備等の整備</p> <p>ア 市町村長は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、</p>	<p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 市町村及び各避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>カ～ケ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第11節 保健医療活動調整計画 (略)</p> <p>第1 保健医療活動調整体制（保健医療介護部各課、保健福祉（環境）事務所）</p> <p>1 福岡県保健医療調整本部</p> <p>保健医療調整本部の組織及び運営については、「福岡県保健医療調整本部設置要綱」に定めるところによる。</p> <p>(1) 本部の構成</p> <p>保健医療調整本部には、保健医療介護部各課（室）及び保健所の職員、災害医療コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療調整本部に係る事務を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第12節 医療救護体制の整備 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備（医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室、市町村、医療機関）</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害拠点病院等の整備 (略)</p>	<p>簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、<u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定した期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば1週間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</u></p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 市町村及び各避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>カ～ケ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第11節 保健医療活動調整計画 (略)</p> <p>第1 保健医療活動調整体制（保健医療介護部各課、保健福祉（環境）事務所）</p> <p>1 福岡県保健医療調整本部</p> <p>保健医療調整本部の組織及び運営については、「福岡県保健医療調整本部設置要綱」に定めるところによる。</p> <p>(1) 本部の構成</p> <p>保健医療調整本部には、保健医療介護部各課（室）及び保健所の職員、災害医療コーディネーター、<u>災害薬事コーディネーター</u>等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療調整本部に係る事務を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第12節 医療救護体制の整備 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備（医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室、市町村、医療機関）</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害拠点病院等の整備 (略)</p>	<p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(1) 災害拠点病院 (略) ア～イ (略) ウ 施設整備 (ア)～(ウ) (略) (エ) 被災によるライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保のための貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療用材料、食料の備蓄</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>5 医療救護用資機材・医薬品等の整備</p> <p>(1) 市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、船舶、ヘリコプター等の応急措置の実施に必要な救急救用資機材の整備に努めるものとする。県及び市町村は、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救用資機材の整備に努めるものとする。その際、国は、整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。</p> <p>また、国、県及び市町村は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、<u>必要に応じ</u>情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 日本赤十字社福岡県支部、県（業務課・医療指導課）及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>県における医薬品等の供給体制整備は、第2編「災害予防計画」第4章「効果的な応急活動のための事前対策」第1.4節「<u>物資等の調達、供給体制の整備</u>」によるものとする。</p> <p>資料編 備蓄等一県内の物資（食料・生活必需品・医薬品等）の備蓄状況 参照</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 災害医療に関する普及啓発、研修・訓練の実施（医療指導課・県医師会、医療機関）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害医療に関する研修・訓練 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 国、県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>第13節 要配慮者安全確保体制の整備 (略)</p>	<p>(1) 災害拠点病院 (略) ア～イ (略) ウ 施設整備 (ア)～(ウ) (略) (エ) 被災によるライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保のための貯水槽、<u>再生可能エネルギーの活用を含めた</u>自家発電装置等の整備、医薬品・医療用材料、食料の備蓄</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>5 医療救護用資機材・医薬品等の整備</p> <p>(1) 市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、船舶、ヘリコプター等の応急措置の実施に必要な救急救用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救用資機材の整備に努めるものとする。その際、国は、整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。</p> <p>また、国、県及び市町村は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、<u>平時から</u>情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 日本赤十字社福岡県支部、県（業務課・医療指導課）及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>県における医薬品等の供給体制整備は、第2編「災害予防計画」第4章「効果的な応急活動のための事前対策」第1.4.15節「<u>災害備蓄物資等整備・供給計画</u>」によるものとする。</p> <p>資料編 備蓄等一県内の物資（食料・生活必需品・医薬品等）の備蓄状況 参照</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 災害医療に関する普及啓発、研修・訓練の実施（医療指導課・福岡県医師会、医療機関）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害医療に関する研修・訓練 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 国、県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、<u>「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め</u>、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>第13節 要配慮者安全確保体制の整備 (略)</p>	<p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 在宅の要配慮者等対策（高齢者地域包括ケア推進課・障がい福祉課・がん感染症疾病対策課・防災危機管理局、市町村）</p> <p>1 組織体制の整備</p> <p>県及び市町村は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者、障がいのある人、難病患者等の避難行動要支援者の分布を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で避難行動要支援者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行う。障がいのある人に対し適切な情報を提供するため、災害ボランティア本部などを通じ専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の確保や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」の更なる普及促進に努める。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第7 外国人等への支援対策</p> <p>1 外国人の支援対策（国際政策課、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備</p> <p>県は、防災気象情報の伝達や被災外国人の安否情報等について、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」による英語等での伝達手段の整備を推進する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8～第9 (略)</p> <p>第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備</p> <p>大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討するものとする。</p> <p>また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県（総務部・人づくり・県民生活部・福祉労働部・その他関係部局）、市町村、福岡県災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会、日本赤十字社福岡県支部、関係機関</p>	<p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 在宅の要配慮者等対策（高齢者地域包括ケア推進課・障がい福祉課・がん感染症疾病対策課・防災危機管理局、市町村）</p> <p>1 組織体制の整備</p> <p>県及び市町村は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者、障がいのある人、難病患者等の避難行動要支援者の分布を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で避難行動要支援者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行う。障がいのある人に対し適切な情報を提供するため、災害ボランティア本部などを通じ専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の確保や、<u>スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」</u>、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」の更なる普及促進に努める。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第7 外国人等への支援対策</p> <p>1 外国人の支援対策（国際政策課、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備</p> <p>県は、防災気象情報の伝達や被災外国人の安否情報等について、<u>スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」</u>、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」による英語等での伝達手段の整備を推進する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8～第9 (略)</p> <p>第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備</p> <p>大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討するものとする。</p> <p>また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県（総務部・人づくり・県民生活部・福祉労働部・その他関係部局）、市町村、社会福祉協議会、日本赤十字社福岡県支部、<u>中間支援組織</u>、関係機関</p>	<p>令和4年度新規施策に係る修正</p> <p>令和4年度新規施策に係る修正</p> <p>活動体制の見直し等に伴う修正</p>

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第1 (略)</p> <p>第2 災害ボランティアの受入体制の整備</p> <p>1 社会福祉協議会、福岡県災害ボランティア連絡会の役割</p> <p><u>福岡県災害ボランティア連絡会は災害時におけるボランティアの支援活動を、効果的に実施することを目的とした団体である。また、社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時のボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。</u></p> <p><u>災害の発生時のボランティアの受け入れは、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会が中心となって、県レベル、市町村レベルの2段階の災害ボランティア本部が立ち上げられるよう、平常時から行政、関係団体等と連携し、次のような準備、取り組みを行う。</u></p> <p>(1) ボランティア受入れ拠点の整備</p> <p><u>災害ボランティア本部の設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、災害ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を図る。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 行政の役割（防災危機管理局・福祉総務課・社会活動推進課・関係各課、市町村）</p> <p>(1) 県における役割</p> <p><u>県は、災害ボランティアの活動環境として、福岡県災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点及び活動資機材やその保管場所の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p><u>また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>福岡県NPO・ボランティアセンターは、災害時におけるボランティアに関する情報について、福岡県NPO・ボランティアセンターホームページ上で随時発信する。</u></p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 災害ボランティアの受入体制の整備</p> <p>1 <u>福岡県社会福祉協議会の役割</u></p> <p><u>社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時のボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。</u></p> <p><u>災害の発生時のボランティアの受け入れは、市町村社会福祉協議会が中心となって、市町村災害ボランティアセンターを立ち上げ、福岡県社会福祉協議会はその支援を行う。</u></p> <p><u>福岡県社会福祉協議会は、災害発生時に市町村社会福祉協議会が円滑に災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、平常時から行政、関係団体等と連携し、次のような準備、取り組みを行う。</u></p> <p>(1) 災害ボランティアセンター運営体制の整備</p> <p><u>災害ボランティアセンターの立ち上げや運営等の方法、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成や市町村との協定締結について、研修や訓練、助言等を行う。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 行政の役割（防災危機管理局・福祉総務課・社会活動推進課・関係各課、市町村）</p> <p>(1) 県における役割</p> <p><u>県は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO・ボランティア等と連携し、平常時よりボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点及び活動資機材やその保管場所の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等についての整備等に努めるとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p><u>また、災害時の円滑な災害ボランティア受け入れのため、福岡県社会福祉協議会による市町村社会福祉協議会に対する研修や訓練、助言等の活動を支援するものとする。</u></p> <p><u>さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するなど、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>福岡県NPO・ボランティアセンターは、災害時におけるボランティアに関する情報について、福岡県NPO・ボランティアセンターホームページ上で随時発信する。</u></p>	<p>活動体制の見直し等に伴う修正</p> <p>活動体制の見直し等に伴う修正</p> <p>実態に合わせた形で修正</p> <p>実態に合わせた形で修正</p> <p>記載の適正化 防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>実態に合わせた形で修正</p> <p>記載の適正化</p>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(2) 市町村における役割</p> <p>市町村は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、<u>研修や訓練を通じて</u>推進するものとする。</p> <p>また、市町村防災計画において、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（災害時における現地災害ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ、<u>本部運営マニュアルを作成する</u>など、災害ボランティアの円滑な受入れに努めるものとする</p> <p>さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援</p> <p>1 県（<u>防災危機管理局</u>）は、<u>福岡県災害ボランティア連絡会と連携して</u>、講習会、防災訓練等の実施を通じて、ボランティア意識の醸成を図り、災害ボランティアに関する知識の普及・啓発を行うとともに、災害ボランティアセンター設置運営訓練を行うなど、災害ボランティアリーダー・コーディネーターの育成・支援に努めるものとする。</p> <p>2 県は、専門的な知識・技術を必要とする災害ボランティアや、平日等には活動が可能な災害ボランティアなど、多様な災害ボランティアについて、<u>大学等と連携し、把握に努めるものとする。</u></p> <p>3 県（<u>防災危機管理局・福祉総務課</u>）は、<u>福岡県災害ボランティア連絡会と連携して</u>、災害ボランティアリーダー・コーディネーターとしての資質を兼ね備えた防災士等との連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第15節～第18節 (略)</p> <p>第19節 帰宅困難者支援体制の整備 (略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 帰宅困難者対策の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県及び市町村の対策（交通政策課・防災危機管理局・道路維持課・関係各</p>	<p>(2) 市町村における役割</p> <p>市町村は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時には、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努めるとともに</u>、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進するものとする。</p> <p>また、市町村防災計画において、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（<u>社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置や連絡体制</u>）を定めるとともに、必要に応じ、<u>市町村社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定を締結する</u>など、災害ボランティアの円滑な受入れに努めるものとする。</p> <p>さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援</p> <p>1 県は、<u>社会福祉協議会、中間支援組織等と連携して</u>、講習会、防災訓練等の実施を通じて、ボランティア意識の醸成を図り、災害ボランティアに関する知識の普及・啓発を行うとともに、災害ボランティアセンター設置運営訓練を行うなど、災害ボランティアリーダー・コーディネーターの育成・支援に努めるものとする。</p> <p>2 県は、専門的な知識・技術を必要とする災害ボランティアや、平日等に活動が可能な災害ボランティアなど、多様な災害ボランティアについて、<u>中間支援組織等と連携し、把握に努めるものとする。</u></p> <p>3 県は、<u>中間支援組織等と連携して</u>、災害ボランティアリーダー・コーディネーターとしての資質を兼ね備えた防災士等との連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第15節～第18節 (略)</p> <p>第19節 帰宅困難者支援体制の整備 (略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 帰宅困難者対策の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県及び市町村の対策（交通政策課・防災危機管理局・道路維持課・関係各</p>	<p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>実態に合わせた形で修正</p> <p>活動体制の見直し等に伴う修正</p> <p>活動体制の見直し等に伴う修正</p>

■ 福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>課、市町村)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 帰宅困難者の家族等の安否確認の支援（防災危機管理局、市町村） 福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」及び福岡県防災公衆無線LAN「福岡防災フリーWi-Fi」をはじめとする公衆無線LANを利用したインターネットによる安否確認の支援や通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるように普及啓発に努める。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 災害発生時に自宅外にいる者の心得の普及 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) まず安否確認をする。 家族等の安否が確認できなければ、一時滞在施設に落ち着いて滞在することができず、無謀な帰宅行動をとってしまうこともある。 電話や電子メール・携帯メールのほか、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」や災害用伝言ダイヤル171等の安否確認サービスを活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第4～第5 (略)</p> <p>第20節～第22節 (略)</p>	<p>課、市町村)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 帰宅困難者の家族等の安否確認の支援（防災危機管理局、市町村） <u>スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」</u>、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、福岡県防災公衆無線LAN「福岡防災フリーWi-Fi」をはじめとする公衆無線LANを利用したインターネットによる安否確認の支援や通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるように普及啓発に努める。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 災害発生時に自宅外にいる者の心得の普及 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) まず安否確認をする。 家族等の安否が確認できなければ、一時滞在施設に落ち着いて滞在することができず、無謀な帰宅行動をとってしまうこともある。 <u>電話や電子メール・携帯メールのほか、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」</u>、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」や災害用伝言ダイヤル171等の安否確認サービスを活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第4～第5 (略)</p> <p>第20節～第22節 (略)</p>	<p>令和4年度新規施策に係る修正</p> <p>令和4年度新規施策に係る修正</p>

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由																						
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 活動体制の確立</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 県等の組織体制の確立</p> <p>第1 県の組織体制の確立（全課（局）・関係出先事務所）（略）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 夜間・休日発災時の初動体制の確立（略）</p> <p>(1) 緊急初動班の設置</p> <p>震度5弱以上の地震が発生し又は津波に係る警報が発表された場合においては、あらかじめ県庁近隣居住職員の中から指定した要員により直ちに緊急初動班を組織し、発災直後の情報収集・伝達、防災関係機関との連絡調整などの初動対応を行うことにより、県災害対策本部（及び災害警戒本部）機能の確保を図る。</p> <p>(2) 自主参集</p> <p>あらかじめ定める下記の配備要員は、所定の連絡動員方法によるほか、夜間・休日等勤務時間外において地震による揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等により震度情報・津波情報を確認し、下記の基準により自主的に県庁に登庁するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="168 1045 784 1356"> <thead> <tr> <th>配備要員</th> <th>自主参集の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆災害対策本部要員（第4配備） ◆緊急初動班要員</td> <td>県内に震度6弱以上の地震が発生したとき</td> </tr> <tr> <td>◆災害対策本部要員（第3配備） ◆緊急初動班要員</td> <td>県内に震度5強の地震が発生し 又は大津波警報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>◆災害警戒本部要員 ◆緊急初動班要員</td> <td>県内に震度5弱の地震が発生し 又は津波警報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>◆防災危機管理局指定要員</td> <td>県内に震度4の地震が発生し 又は津波注意報が発表されたとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 災害対策本部等の設置</p> <p>(1) 災害対策本部等の設置・配備要員基準</p>	配備要員	自主参集の基準	◆災害対策本部要員（第4配備） ◆緊急初動班要員	県内に震度6弱以上の地震が発生したとき	◆災害対策本部要員（第3配備） ◆緊急初動班要員	県内に震度5強の地震が発生し 又は大津波警報が発表されたとき	◆災害警戒本部要員 ◆緊急初動班要員	県内に震度5弱の地震が発生し 又は津波警報が発表されたとき	◆防災危機管理局指定要員	県内に震度4の地震が発生し 又は津波注意報が発表されたとき	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 活動体制の確立</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 県等の組織体制の確立</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県、市町村、関係機関</p> <p>第1 県の組織体制の確立（全課（局）・関係出先事務所）（略）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 夜間・休日発災時の初動体制の確立（略）</p> <p>(1) 緊急初動班の設置</p> <p>震度5強以上の地震が発生し又は津波に係る警報が発表された場合においては、あらかじめ県庁近隣居住職員の中から指定した要員により直ちに緊急初動班を組織し、発災直後の情報収集・伝達、防災関係機関との連絡調整などの初動対応を行うことにより、県災害対策本部（及び災害警戒本部）機能の確保を図る。</p> <p>(2) 自主参集</p> <p>あらかじめ定める下記の配備要員は、所定の連絡動員方法によるほか、夜間・休日等勤務時間外において地震による揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等により震度情報・津波情報を確認し、下記の基準により自主的に県庁に登庁するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="963 1045 1579 1356"> <thead> <tr> <th>配備要員</th> <th>自主参集の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆災害対策本部要員（第4配備） ◆緊急初動班要員</td> <td>県内に震度6強以上の地震が発生し 又は大津波警報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>◆災害対策本部要員（第3配備） ◆緊急初動班要員</td> <td>県内に震度6弱の地震が発生したとき</td> </tr> <tr> <td>◆災害対策本部要員（第2配備） ◆緊急初動班要員</td> <td>県内に震度5強の地震が発生したとき</td> </tr> <tr> <td>◆災害警戒本部要員</td> <td>県内に震度5弱の地震が発生し 又は津波警報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>◆防災危機管理局指定要員</td> <td>県内に震度4の地震が発生したとき、 津波注意報が発表されたとき又は 南海トラフ臨時情報が発表されたとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 災害対策本部等の設置</p> <p>(1) 災害対策本部等の設置・配備要員基準</p>	配備要員	自主参集の基準	◆災害対策本部要員（第4配備） ◆緊急初動班要員	県内に震度6強以上の地震が発生し 又は大津波警報が発表されたとき	◆災害対策本部要員（第3配備） ◆緊急初動班要員	県内に震度6弱の地震が発生したとき	◆災害対策本部要員（第2配備） ◆緊急初動班要員	県内に震度5強の地震が発生したとき	◆災害警戒本部要員	県内に震度5弱の地震が発生し 又は津波警報が発表されたとき	◆防災危機管理局指定要員	県内に震度4の地震が発生したとき、 津波注意報が発表されたとき又は 南海トラフ臨時情報が発表されたとき	<p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>福岡県災害対策本部運営要綱（R4.3修正）に基づく修正</p> <p>福岡県災害対策本部運営要綱（R4.3修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化（防災危機管理局内の配備体制の見直しに基づく修正）</p>
配備要員	自主参集の基準																							
◆災害対策本部要員（第4配備） ◆緊急初動班要員	県内に震度6弱以上の地震が発生したとき																							
◆災害対策本部要員（第3配備） ◆緊急初動班要員	県内に震度5強の地震が発生し 又は大津波警報が発表されたとき																							
◆災害警戒本部要員 ◆緊急初動班要員	県内に震度5弱の地震が発生し 又は津波警報が発表されたとき																							
◆防災危機管理局指定要員	県内に震度4の地震が発生し 又は津波注意報が発表されたとき																							
配備要員	自主参集の基準																							
◆災害対策本部要員（第4配備） ◆緊急初動班要員	県内に震度6強以上の地震が発生し 又は大津波警報が発表されたとき																							
◆災害対策本部要員（第3配備） ◆緊急初動班要員	県内に震度6弱の地震が発生したとき																							
◆災害対策本部要員（第2配備） ◆緊急初動班要員	県内に震度5強の地震が発生したとき																							
◆災害警戒本部要員	県内に震度5弱の地震が発生し 又は津波警報が発表されたとき																							
◆防災危機管理局指定要員	県内に震度4の地震が発生したとき、 津波注意報が発表されたとき又は 南海トラフ臨時情報が発表されたとき																							

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧				新				改正理由
ア 県災害対策本部等の設置・配備要員基準				ア 県災害対策本部等の設置・配備要員基準				福岡県災害対策本部運営要綱（R4.3修正）に基づく修正 配備体制の見直しに基づく修正
設置体制	設置・要員配備基準	配備要員	参考方法	設置体制	設置・要員配備基準	配備要員	参考方法	
本庁	災害警戒準備室	県内に震度4の地震が発生したとき又は津波注意報が発表されたとき	あらかじめ定める防災危機管理職員を15名配置する。	本庁	災害警戒準備室	県内に震度4の地震が発生したとき、津波注意報が発表されたとき又は南海トラフ巨大地震情報が発表されたとき	あらかじめ定める防災危機管理職員を2名配置する。	自主参集
本庁	災害警戒本部	県内に震度5弱の地震が発生したとき又は津波警報が発表されたとき	災害警戒本部要員18名の他、緊急初動班70名を配備する。	本庁	災害警戒本部	県内に震度5弱の地震が発生したとき又は津波警報が発表されたとき	災害警戒本部要員14名を配備する。	
農林事務所	災害警戒地方本部		各地方本部 6名	農林事務所	災害警戒地方本部		各地方本部2名	
本庁	災害対策本部（救助体制）	県内に震度5強の地震が発生したとき又は大津波警報が発表されたとき	災対本部第3配備 350名の他、緊急初動班70名を配備する。	本庁	災害対策本部（救助体制）	県内に震度5強の地震が発生したとき	災対本部第2配備要員の他、必要に応じて緊急初動班要員を配備する。	
農林事務所	災害対策地方本部		地方本部第3配備	農林事務所	災害対策地方本部		地方本部第2配備	
本庁	災害対策本部（非常体制）	県内に震度6弱以上の地震が発生したとき	災害対策本部第4配備要員（本庁全職員）を配備する。 〔緊急初動班70名を含む〕	本庁	災害対策本部（非常体制）	県内に震度6弱の地震が発生したとき	災害対策本部第3配備要員の他、必要に応じて緊急初動班要員を配備する。	
農林事務所	災害対策地方本部	管内に震度6弱以上の地震が発生したとき	地方本部第4配備	農林事務所	災害対策地方本部	管内に震度6弱の地震が発生したとき	地方本部第3配備	
本庁	災害対策本部（非常体制）	県内に震度6強以上の地震が発生したとき又は大津波警報が発表されたとき	災害対策本部第4配備要員（本庁全職員）を配備する。 〔緊急初動班70名を含む〕	本庁	災害対策本部（非常体制）	県内に震度6強以上の地震が発生したとき又は大津波警報が発表されたとき	災害対策本部第4配備要員（本庁全職員）を配備する。 〔緊急初動班70名を含む〕	
農林事務所	災害対策地方本部	管内に震度6弱以上の地震が発生したとき又は大津波警報が発表されたとき	地方本部第4配備	農林事務所	災害対策地方本部	管内に震度6弱以上の地震が発生したとき又は大津波警報が発表されたとき	地方本部第4配備	
イ（略）				イ（略）				
(2) 災害対策本部等の組織				(2) 災害対策本部等の組織				
ア 災害対策本部及び地方本部				ア 災害対策本部及び地方本部				
<p>県内及び管内に震度5強以上の地震が発生したとき又は大津波警報が発表されたときは、直ちに県災害対策本部及び災害対策地方本部（第3配備）し、震度6弱以上の地震が発生したときは、同（第4配備）を設置する。</p>				<p>県内及び管内に震度5強以上の地震が発生したとき又は大津波警報が発表されたときは、直ちに県災害対策本部及び災害対策地方本部（第2配備）を設置し、震度6弱以上の地震が発生したときは、同（第3配備）を、震度6強以上の地震が発生したときは、同（第4配備）を設置する。</p>				字句の修正 福岡県災害対策本部運営要綱（R4.3修正）に基づく修正
(ア) 災害対策本部				(ア) 災害対策本部				
a～g（略）				a～g（略）				
h その他				h その他				
<p>災害対策本部は、国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図り、支援、協力を求めることとする。</p>				<p>災害対策本部は、国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図り、支援、協力を求めることとする。</p>				
<p>また、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）の設置に努め、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p>				<p>また、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）の設置に努め、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p>				防災基本計画（R.4.6修正）に基づく修正
<p>航空運用調整班は、警察、消防、九州地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務</p>				<p>航空運用調整班は、警察、消防、九州地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務</p>				

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>迅速化を図るために必要な調整を行うものとする。</p>	<p>迅速化を図るために必要な調整を行うものとする。</p>	
<p>【図1 災害対策本部組織図】</p>	<p>【図1 災害対策本部組織図】</p>	
		<p>福岡県災害対策本部運営要綱 (R4.3修正) に基づく修正</p>
<p>備考 副部長が2人以上ある部において、事故などで部長が欠けるときは、あらかじめ部長が指名するものが部長の職務を代理する。</p>	<p>備考 副部長が2人以上ある部において、事故などで部長が欠けるときは、あらかじめ部長が指名するものが部長の職務を代理する。</p>	
<p>図2～図4 (略)</p>	<p>図2～図4 (略)</p>	
<p>第3節 自衛隊の災害派遣要請</p>	<p>第3節 自衛隊の災害派遣要請</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>第1～第4 (略)</p>	<p>第1～第4 (略)</p>	
<p>第5 派遣部隊等の活動</p>	<p>第5 派遣部隊等の活動</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>	
<p>2 災害発生後の活動</p>	<p>2 災害発生後の活動</p>	
<p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(1)～(8) (略)</p>	
<p>(9) 炊飯又は給水の支援</p>	<p>(9) 給食、給水及び入浴の支援</p>	<p>防災基本計画 (R.4.6修正) に基づく修正</p>
<p>特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水—の支援を行う。</p>	<p>特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食、給水及び入浴の支援を行う。</p>	
<p>(10)～(11) (略)</p>	<p>(10)～(11) (略)</p>	
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>	
<p>第6 (略)</p>	<p>第6 (略)</p>	
<p>【災害派遣要請系統図】～臨時ヘリポートの基準 (略)</p>	<p>【災害派遣要請系統図】～臨時ヘリポートの基準 (略)</p>	
<p>第4節 応援要請</p>	<p>第4節 応援要請</p>	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由																										
<p>(略)</p> <p>第1 応援要請</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6)「応急対策職員派遣制度」に基づく応援要請(防災危機管理局)</p> <p>知事は、大規模災害発生時に、県及び県内市町村の応援職員の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、国や九州地方知事会等と連携し、「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援職員の派遣を依頼するものとする。</p> <p>なお、県及び市町村は、訓練等を通じて、「被災市区町村応援職員確保システム」を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 国の現地対策本部(非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部)の受入</p> <p>(略)</p> <p>図1 (略)</p> <p>図1付表</p> <table border="1" data-bbox="190 885 810 1476"> <thead> <tr> <th>県の担当課</th> <th>予想される応援要請事項</th> <th>県からの要請・連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総務部</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">防災危機管理局</td> <td>自衛隊派遣・各種支援要請</td> <td>自衛隊〔陸上〕 自衛隊〔航空〕 自衛隊〔海上〕</td> </tr> <tr> <td>隣接市町での指定避難所の開設</td> <td>隣接市町村</td> </tr> <tr> <td>鉄道輸送の要請</td> <td>JR九州、私鉄各社</td> </tr> </tbody> </table>	県の担当課	予想される応援要請事項	県からの要請・連絡先	総務部			防災危機管理局	自衛隊派遣・各種支援要請	自衛隊〔陸上〕 自衛隊〔航空〕 自衛隊〔海上〕	隣接市町での指定避難所の開設	隣接市町村	鉄道輸送の要請	JR九州、私鉄各社	<p>(略)</p> <p>第1 応援要請</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6)「応急対策職員派遣制度」に基づく応援要請(防災危機管理局)</p> <p>知事は、大規模災害発生時に、県及び県内市町村の応援職員の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、国や九州地方知事会等と連携し、「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援職員の派遣を依頼するものとする。</p> <p>なお、県及び市町村は、訓練等を通じて、「応急対策職員派遣制度」を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 国の現地対策本部(非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部)の受入</p> <p>(略)</p> <p>図1 (略)</p> <p>図1付表</p> <table border="1" data-bbox="1008 885 1628 1476"> <thead> <tr> <th>県の担当課</th> <th>予想される応援要請事項</th> <th>県からの要請・連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総務部</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">防災危機管理局</td> <td>自衛隊派遣・各種支援要請</td> <td>陸上自衛隊西部方面総監部・第四師団 航空自衛隊西部航空方面隊 海上自衛隊佐世保地方総監部</td> </tr> <tr> <td>隣接市町での指定避難所の開設</td> <td>隣接市町村</td> </tr> <tr> <td>鉄道輸送の要請</td> <td>九州旅客鉄道株式会社、私</td> </tr> </tbody> </table>	県の担当課	予想される応援要請事項	県からの要請・連絡先	総務部			防災危機管理局	自衛隊派遣・各種支援要請	陸上自衛隊西部方面総監部・第四師団 航空自衛隊西部航空方面隊 海上自衛隊佐世保地方総監部	隣接市町での指定避難所の開設	隣接市町村	鉄道輸送の要請	九州旅客鉄道株式会社、私	<p></p> <p>消防庁からの指摘に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
県の担当課	予想される応援要請事項	県からの要請・連絡先																										
総務部																												
防災危機管理局	自衛隊派遣・各種支援要請	自衛隊〔陸上〕 自衛隊〔航空〕 自衛隊〔海上〕																										
	隣接市町での指定避難所の開設	隣接市町村																										
	鉄道輸送の要請	JR九州、私鉄各社																										
県の担当課	予想される応援要請事項	県からの要請・連絡先																										
総務部																												
防災危機管理局	自衛隊派遣・各種支援要請	陸上自衛隊西部方面総監部・第四師団 航空自衛隊西部航空方面隊 海上自衛隊佐世保地方総監部																										
	隣接市町での指定避難所の開設	隣接市町村																										
	鉄道輸送の要請	九州旅客鉄道株式会社、私																										

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧		新		改正理由
	海上・陸上輸送の要請	九州運輸局福岡運輸支局、第七管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社	鉄各社 九州運輸局（福岡運輸支局）、第七管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社	記載の適正化
	航空輸送の要請	空港管理者等	航空輸送の要請 空港管理者等	
	陸上自動車輸送のあつせん	トラック協会、バス協会 九州運輸局福岡運輸支局	福岡県トラック協会、福岡県バス協会、九州運輸局（福岡運輸支局）	記載の適正化
	物資のあつせん	関係団体、九州経済産業局	物資のあつせん 関係団体、九州経済産業局	
	物資のあつせん （福祉関係機器）	関係団体	物資のあつせん 関係団体 （福祉関係機器）	
	日用品（資材）・飲料水の調達	協定業者	日用品（資材）・飲料水の調達 協定業者	
	リース機材の調達	協定業者	リース機材の調達 協定業者	
	通信機材等の調達	九州総合通信局、通信事業者	通信機材等の調達 九州総合通信局、通信事業者	
	通信途絶時における地方公共団体との通信確保 （ホットライン確保）	九州地方整備局	通信途絶時における地方公共団体との通信確保 （ホットライン確保） 九州地方整備局	
	放送要請	NHK福岡放送局、RKB毎日放送、テレビ西日本、九州朝日放送、福岡放送、エフエム福岡、TVQ九州	放送要請 日本放送協会（福岡放送局）、RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会	記載の適正化

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧		新		改正理由
	放送、CROSS FM、ラ プエフェム国際放送		社、株式会社福岡放送、株 式会社エフェム福岡、株式 会社TVQ九州放送、株式 会社CROSS FM、ラ プエフェム国際放送株式 会社	
緊急警報放送要 請	NHK福岡放送局	緊急警報放送要 請	日本放送協会（福岡放送 局）	記載の適正化
消防・救急応援	消防庁	消防・救急応援	消防庁	
ヘリ・船艇の出 動	消防庁、 <u>他県</u> 、政令指定都 市 自衛隊、第七管区海上保安 本部、 <u>他県警察</u>	ヘリ・船艇の出 動	消防庁、 <u>他都道府県</u> 、政令 指定都市 自衛隊、第七管区海上保安 本部、 <u>他都道府県警察</u>	記載の適正化
ライフラインの 優先復旧 （早期回復を必 要とする施設）	九州電力、九州電力送配 電、西部ガス	ライフラインの 優先復旧 （早期回復を必 要とする施設）	九州電力株式会社、九州電 力送配電株式会社、西部ガ ス株式会社	記載の適正化
水道等ライフラ インの災害応急 措置に必要な人 材派遣	自衛隊	水道等ライフラ インの災害応急 措置に必要な人 材派遣	自衛隊	
徒歩帰宅者支援	協定業者	徒歩帰宅者支援	協定業者	
		ライフラインの 優先復旧（早期 回復を必要とす る施設）	石油商業組合	記載の適正化
企画・地域振興部		企画・地域振興部		

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧			新			改正理由
交通政策課	海上・陸上輸送の要請（離島航路・バス）	災害対策本部（総括班）と協働	交通政策課	海上・陸上輸送の要請（離島航路・バス）	災害対策本部（総括班）と協働	記載の適正化
	鉄道輸送の要請（第3セクター鉄道）	災害対策本部（総括班）と協働		鉄道輸送の要請（第3セクター鉄道）	災害対策本部（総括班）と協働	
人づくり・県民生活部			人づくり・県民生活部			
生活安全課	応急生活物資の確保、ボランティア活動の支援、医療・保健活動の確保	福岡県生活協同組合連合会	生活安全課	応急生活物資の確保、ボランティア活動の支援、医療・保健活動の確保	福岡県生活協同組合連合会	
保健医療介護部			保健医療介護部			
保健医療介護総務課	保健師・栄養士等医療保健関係者の派遣	県内市町村 近隣県、全国都道府県（厚生労働省）	保健医療介護総務課	保健師・栄養士等医療保健関係者の派遣	県内市町村 近隣県、全国都道府県（厚生労働省）	
健康増進課 こころの健康づくり推進室			健康増進課 こころの健康づくり推進室			
医療指導課 健康増進課 こころの健康づくり推進室 薬務課	医療関係者の派遣	厚生労働省、日本赤十字社 福岡県支部、 <u>県医師会</u> 、 <u>歯科医師会</u> 、市町村立病院、国立病院機構、 <u>薬剤師会</u> 、災害拠点病院（DMAT含む）	医療指導課 健康増進課 こころの健康づくり推進室 薬務課	医療関係者の派遣	厚生労働省、日本赤十字社 福岡県支部、 <u>福岡県医師会</u> 、 <u>福岡県歯科医師会</u> 、 <u>精神科病院協会</u> 、市町村立病院、国立病院機構、福岡福岡県薬剤師会、災害拠点病院（DMAT含む）、 <u>災害拠点精神科病院（DPAT含む）</u>	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧			新			改正理由
医療指導課	患者受入医療機関のあっせん	厚生労働省、県内医療機関	医療指導課	患者受入医療機関のあっせん	厚生労働省、県内医療機関	記載の適正化
医療指導課	ヘリによる患者搬送	災害対策本部(総括班)と協働	医療指導課	ヘリによる患者搬送	災害対策本部(総括班)と協働	
医療指導課	船艇による患者搬送	災害対策本部(総括班)と協働	医療指導課	船艇による患者搬送	災害対策本部(総括班)と協働	
医療指導課	医療用水の確保	災害対策本部(水道整備班)と協働	医療指導課	医療用水の確保	災害対策本部(水道整備班)と協働	
薬務課	医薬品の供給	厚生労働省、福岡県医薬品卸業協会、福岡県医療機器協会	薬務課	医薬品等の供給	厚生労働省、福岡県医薬品卸業協会、福岡県医療機器協会、福岡県薬剤師会	
薬務課	血液の安定供給	福岡県赤十字血液センター	薬務課	血液の安定供給	福岡県赤十字血液センター	
がん感染症疾病対策課	防疫薬剤等の供給	県内市町村	がん感染症疾病対策課	防疫薬剤等の供給	県内市町村	
生活衛生課	遺体処理・火葬等(広域火葬、ドラッグ・柩等の確保・あっせん、遺体の搬送)	厚生労働省、警察、市町村、近隣県、民間業者等	生活衛生課	遺体処理・火葬等(広域火葬、ドラッグ・柩等の確保・あっせん、遺体の搬送)	厚生労働省、警察、市町村、近隣県、民間業者等	
生活衛生課	愛護動物の保護・収容	市町村、獣医師会、動物愛護団体	生活衛生課	愛護動物の保護・収容	市町村、福岡県獣医師会、他都道府県、関係団体等	記載の適正化
福祉労働部			福祉労働部			
福祉総務課	食料、飲料水、福祉用具の調達	協定業者	福祉総務課	食料、飲料水、福祉用具の調達	協定業者	
環境部			環境部			
廃棄物対策課	災害廃棄物処理対策	市町村、関係団体、他県、環境省	廃棄物対策課	災害廃棄物処理対策	市町村、関係団体、他都道府県、環境省	記載の適正化
	ごみ処理対策	市町村、関係団体、他県、環境省		ごみ処理対策	市町村、関係団体、他都道府県、環境省	記載の適正化

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧			新			改正理由
	し尿処理対策	市町村、関係団体、 <u>他県</u> 、 <u>環境省</u>		し尿処理対策	市町村、関係団体、 <u>他都道府県</u> 、 <u>環境省</u>	記載の適正化
商工部			商工部			記載の適正化
商工政策課	生活必需物資の流通確保	九州百貨店協会、協定業者、 <u>商工関係団体等</u>	商工政策課	生活必需物資の流通確保	九州百貨店協会、協定業者、 <u>商工関係団体等</u>	
工業保安課	ライフラインの優先復旧 (早期回復を必要とする施設)	福岡県LPガス協会	工業保安課	ライフラインの優先復旧 (早期回復を必要とする施設)	福岡県LPガス協会	
農林水産部			農林水産部			
団体指導課	食料・飲料水の調達・あっせん	農業団体(協定関係)	団体指導課	食料・飲料水の調達・あっせん	農業団体(協定関係)	
水田農業振興課	米穀の調達	農林水産省政策統括官	水田農業振興課	米穀の調達	農林水産省農産局長	農林水産省からの指摘に基づく修正 記載の適正化
畜産課	家畜の診察	獣医師会、農業共済組合連合会、市町村	畜産課	家畜の診察	福岡県獣医師会、北九州市獣医師会、 <u>福岡県農業共済組合連合会</u> 、市町村	
林業振興課	非常災害用木材の調達・あっせん	九州森林管理局、製材品は福岡県木材組合連合会、木杭などは福岡県森林組合連合会	林業振興課	非常災害用木材の調達・あっせん	九州森林管理局、製材品は福岡県木材組合連合会、木杭などは福岡県森林組合連合会	
県土整備部			県土整備部			
道路維持課	緊急輸送路の確保	<u>他県等</u>	道路維持課	緊急輸送路の確保	<u>他都道府県等</u>	記載の適正化
水資源対策課水道整備室	飲料水の供給	隣接市町村等	水資源対策課水道整備室	飲料水の供給	隣接市町村等	
	給水車の派遣	隣接市町村等		給水車の派遣	隣接市町村等	
	ライフラインの	隣接市町村等		ライフラインの	隣接市町村等	

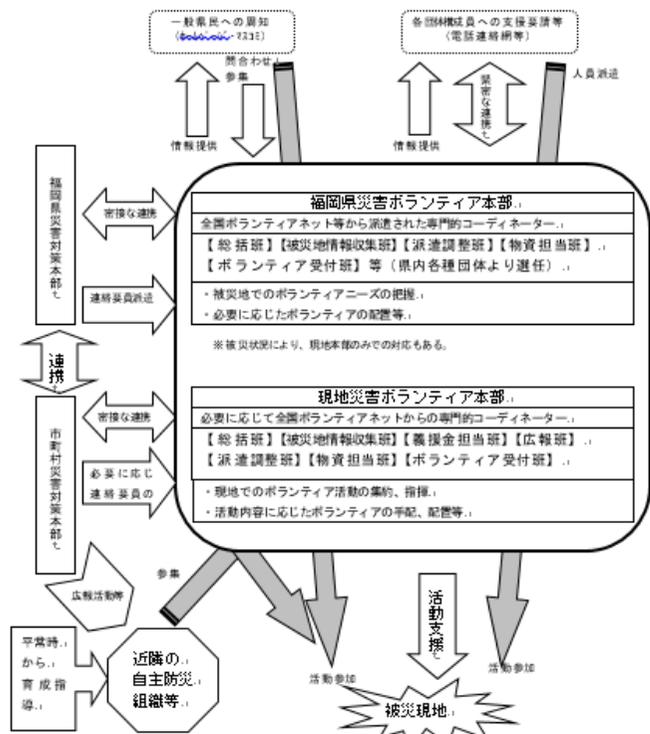
■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧			新			改正理由
	優先復旧 (早期回復を必要とする施設)			優先復旧 (早期回復を必要とする施設)		記載の適正化
	災害応急措置に必要な人材派遣	水道事業者、他県、日本水道協会		災害応急措置に必要な人材派遣	水道事業者、他都道府県、日本水道協会	
建築都市部			建築都市部			記載の適正化
建築指導課	応急危険度判定士の派遣	国土交通省、他県、市町村、建築関係団体	建築指導課	応急危険度判定士の派遣	国土交通省、他都道府県、市町村、建築関係団体	
都市計画課	被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省、他県、市町村	都市計画課	被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省、他都道府県、市町村	
県営住宅課	応急仮設住宅の調整	協定業者、内閣府	県営住宅課	応急仮設住宅の調整	協定業者、内閣府	
	公営住宅への一時入居	市町村、他県		公営住宅への一時入居	市町村、他都道府県	記載の適正化
公安部（警察本部）			公安部（警察本部）			記載の適正化
警備課	緊急交通路の確保等に関する交通誘導	福岡県警備業協会	警備課	緊急交通路の確保等に関する交通誘導	福岡県警備業協会	
	避難場所・その被災地における警戒活動警備			避難場所・その被災地における警戒活動警備		記載の適正化
	その他必要があると認める警備			その他必要があると認める警備		
第2 (略) 第5節～第6節 (略) 第7節 災害ボランティアの受入・支援 地震災害が発生したときには、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティア本部を設置し、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民			第2 (略) 第5節～第6節 (略) 第7節 災害ボランティアの受入・支援 地震災害が発生したときには、県・市町村の各社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティア本部（福岡県災害ボランティア本部、現地災害ボランティア本部）を設置し、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報			実態に合わせた形で修正

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。</p> <p>県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p> <p>県及び市町村は、福岡県災害ボランティア本部及び現地災害ボランティア本部、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県（防災危機管理局・社会活動推進課・関係各課）、<u>福岡県災害ボランティア連絡会</u>、市町村、社会福祉協議会、関係機関</p> <p>第1 受入窓口等の設置</p> <p>1 福岡県災害ボランティア本部、現地災害ボランティア本部の設置</p> <p>ボランティアの受入れ調整組織としては、<u>福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会</u>が中心となって、県レベルの福岡県災害ボランティア本部、市町村レベルの現地災害ボランティア本部の2段階レベルの災害ボランティア本部を設置するものとし、相互に連携の上、日本赤十字福岡県支部、NPO・ボランティア等と連携を図り、活動を展開する。</p> <p>各災害ボランティア本部の役割は次のとおりとする。</p> <p>(1) 福岡県災害ボランティア本部（<u>福岡県災害ボランティア連絡会、県</u>）</p> <p><u>福岡県災害ボランティア連絡会</u>が中心となって設置し、市町村の現地災害ボランティア本部の体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。</p> <p>なお、被災の規模により、必要に応じて、福岡県災害ボランティア本部から市町村現地災害ボランティア本部へ災害ボランティアコーディネーター等の運営スタッフの派遣等を行う。</p> <p>(2) 現地災害ボランティア本部（社会福祉協議会、市町村）</p> <p>市町村社会福祉協議会及び市町村が中心となって設置し、基礎的なボランティア組織として、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>県及び市町村の支援</u></p>	<p>交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。</p> <p>県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p> <p>県及び市町村は、福岡県災害ボランティア本部及び現地災害ボランティア本部、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬が円滑に行われるよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県（防災危機管理局・社会活動推進課・<u>福祉総務課</u>・関係各課）、市町村、社会福祉協議会、<u>中間支援組織</u>、関係機関</p> <p>第1 受入窓口等の設置</p> <p>1 福岡県災害ボランティア本部、現地災害ボランティア本部の設置</p> <p>ボランティアの受入れ調整組織としては、<u>県・市町村の各社会福祉協議会</u>が中心となって、県レベルの福岡県災害ボランティア本部（<u>福岡県社会福祉協議会、県</u>）、市町村レベルの現地災害ボランティア本部（<u>市町村社会福祉協議会、市町村</u>）の2段階レベルの災害ボランティア本部を設置するものとし、相互に連携の上、日本赤十字福岡県支部、NPO・ボランティア等と連携を図り、活動を展開する。</p> <p>各災害ボランティア本部の役割は次のとおりとする。</p> <p>(1) 福岡県災害ボランティア本部（<u>福岡県社会福祉協議会、県</u>）</p> <p><u>福岡県社会福祉協議会</u>が中心となって設置し、市町村の現地災害ボランティア本部の体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。</p> <p>なお、被災の規模により、必要に応じて、福岡県災害ボランティア本部から市町村現地災害ボランティア本部へ災害ボランティアコーディネーター等の運営スタッフの派遣等を行う。</p> <p>(2) 現地災害ボランティア本部（<u>市町村社会福祉協議会、市町村</u>）</p> <p>市町村社会福祉協議会及び市町村が中心となって設置し、基礎的なボランティア組織として、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>県による支援</u></p> <p>(1) 県は、必要に応じて、災害救助法に基づき、<u>福岡県社会福祉協議会への委託を行い、被災市町村間のボランティアの調整、現地災害ボランティア</u></p>	<p>活動体制の見直し等に伴う修正</p> <p>実態に合わせた形で修正</p> <p>活動体制の見直し等に伴う修正</p>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>県は福岡県災害ボランティア本部、市町村は現地災害ボランティア本部の設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。</p> <p>(1) 災害ボランティア本部の場所の提供 (2) 災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成 (3) 資機材等の提供 (4) 職員の派遣（県は市町村災害ボランティアセンターへの職員派遣についても支援を行う。） (5) 被災状況についての情報提供 (6) 片づけごみなどの収集運搬 (7) その他必要な事項</p> <p>第2～第3（略） 災害ボランティア活動に係る連携図</p> 	<p>本部への運営スタッフの派遣等の支援を行う。</p> <p>(2) 県は、福岡県社会福祉協議会、中間支援組織と連携し、現地災害ボランティア本部、NPO・ボランティア、関係団体等との情報共有の場を設置し、被災者ニーズや支援活動、課題等全体像を把握するとともに、円滑かつ効果的な活動につながるよう、関係団体との連携を支援する。</p> <p>4 市町村による支援 市町村は現地災害ボランティア本部の設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。</p> <p>(1) 設置場所の提供 (2) 災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成 (3) 資機材等の提供 (4) 職員の派遣 (5) 被災状況についての情報提供 (6) 片づけごみなどの収集運搬 (7) その他必要な事項</p> <p>第2～第3（略） (削除)</p>	<p>実態に合わせた形で修正</p> <p>活動体制の見直し等に伴う修正</p>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第2章 災害応急対策活動</p> <p>第1節 地震津波情報伝達対策（緊急地震速報、津波警報等の伝達） （略）</p> <p>第1 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）や全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。 （注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。<u>ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差（±1程度）を伴う。</u></p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 <u>津波警報</u>の伝達系統</p> <p>1 大津波警報・津波警報・津波注意報とは、地震等により津波が発生又は発生すると予想される場合に、気象庁が気象業務法に基づいて、その担当予報区域内の津波について一般及び関係機関に対して警戒を喚起するためを行うものをいう</p> <p>気象庁が大津波警報・津波警報・津波注意報を発表したときは直ちに<u>防災情報提供システム</u>等により、その事項を関係機関に通知する。 大津波警報・津波警報・津波注意報を発表、切り替え及び解除したときの通知形式は情報文例による。</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>第2章 災害応急対策活動</p> <p>第1節 地震津波情報伝達対策（緊急地震速報、津波警報等の伝達） （略）</p> <p>第1 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）や全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。 （注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。<u>ただし、内陸の浅い場所で発生した地震において、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差（±1程度）を伴う。</u></p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 <u>津波警報等</u>の伝達系統</p> <p>1 大津波警報・津波警報・津波注意報とは、地震等により津波が発生又は発生すると予想される場合に、気象庁が気象業務法に基づいて、その担当予報区域内の津波について一般及び関係機関に対して警戒を喚起するためを行うものをいう。 <u>気象庁は、海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の津波観測点で潮位変化が観測された場合には、日本においても潮位変化が観測される可能性がある旨を周知するものとする。</u> 気象庁が大津波警報・津波警報・津波注意報を発表したときは直ちに<u>専用線</u>等により、その事項を関係機関に通知する。 大津波警報・津波警報・津波注意報を発表、切り替え及び解除したときの通知形式は情報文例による。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 津波警報等（発表、切り替え、解除）の情報文例</p>	<p>消防庁からの指摘に基づく修正</p> <p>消防庁からの指摘に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p>

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>4 津波警報等（発表、切り替え、解除）の情報文例</p> <p>【津波警報等の発表の例】</p> <p>大津波警報・津波警報・津波注意報 平成25年 3月 7日 14時49分 気象庁発表</p> <p>***** 見出し ***** 東日本大震災クラスの津波が来襲します。 ただちに避難してください。 大津波警報・津波警報を発表しました。 福岡県日本海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸 ***** 本文 ***** 大津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。 <大津波警報> * 福岡県日本海沿岸 津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。 <津波警報> 福岡県瀬戸内海沿岸 津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。 <津波注意報> 有明・八代海 以下の沿岸（上記の*印で示した沿岸）ではまたおこる津波が来襲すると予想されます。 福岡県日本海沿岸 ***** 再確認 ***** <大津波警報> 大きな津波が襲い、甚大な被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人またおこる高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から避難しないでください。 <津波警報> 津波による被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人またおこる高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から避難しないでください。 <津波注意報> 海の中や海岸付近は危険です。 海の中にいる人またおこる海から上がって、海岸から避難してください。 潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近づいたりしないようにしてください。</p>	<p>【津波警報等の発表の例】</p> <p>大津波警報・津波警報・津波注意報 平成25年 3月 7日 14時49分 気象庁発表</p> <p>***** 見出し ***** 東日本大震災クラスの津波が来襲します。 ただちに避難してください。 大津波警報・津波警報を発表しました。 福岡県日本海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸 ***** 本文 ***** <大津波警報> * 福岡県日本海沿岸 津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。 <津波警報> 福岡県瀬戸内海沿岸 津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。 <津波注意報> 有明・八代海 以下の沿岸（上記の*印で示した沿岸）ではまたおこる津波が来襲すると予想されます。 福岡県日本海沿岸 ***** 再確認 ***** <大津波警報> 大きな津波が襲い、甚大な被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人またおこる高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から避難しないでください。 <津波警報> 津波による被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人またおこる高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から避難しないでください。 <津波注意報> 海の中や海岸付近は危険です。 海の中にいる人またおこる海から上がって、海岸から避難してください。 潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近づいたりしないようにしてください。</p>	<p>消防庁からの指摘に基づく修正</p>
<p>【津波警報等の切り替えの例】～【津波警報等の解除の例】（略）</p> <p>5 津波警報等の伝達</p> <p>(1) 伝達系統図</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>第4 地震及び津波に関する情報の発表及び伝達</p> <p>1 地震及び津波に関する情報の内容と伝達方法</p>	<p>【津波警報等の切り替えの例】～【津波警報等の解除の例】（略）</p> <p>5 津波警報等の伝達</p> <p>(1) 伝達系統図</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>第4 地震及び津波に関する情報の発表及び伝達</p> <p>1 地震及び津波に関する情報の内容と伝達方法</p> <p>地震及び津波に関する情報は、全国で震度1以上を観測した地震、津波が予想される地震、局地的に群発する地震などが発生したときに発表する</p>	<p>消防庁からの指摘に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>地震及び津波に関する情報とは、九州・山口県内の有感地震、津波が予想される地震、局地的に群発する地震などが発生したときに発表するもので、その種類は次のとおりである。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 震源・震度に関する情報 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、<u>震度3以上の地域名と市町村名を発表する。</u>なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 遠地震に関する情報 国外でマグニチュード7.0以上の地震や都市部等、<u>著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震が観測した場合、</u>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。また、日本や国外への津波の影響についても記述して発表する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第2節 津波災害応急対策の実施（津波への対処） (略)</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 津波に対する避難体制の整備 1～3 (略)</p> <p>4 避難指示 (略)</p> <p>(1) 津波は、場合によっては警報・注意報が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため、津波警報等の情報伝達がなくても強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報を覚知した場合。 ※なお、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しても、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4 沿岸地域等の住民等に対する広報体制の整備 (略)</p> <p>1 海岸等における広報 沿岸地域の市町村は、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、市町村防災行政無線（同報系）、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。 また、津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、スマートフォンを活用し</p>	<p>もので、その種類は次のとおりである。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 震源・震度に関する情報 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、<u>震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。</u>なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 遠地地震に関する情報 国外でマグニチュード7.0以上の地震や都市部等、<u>著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震が観測された場合、</u>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。また、日本や国外への津波の影響についても記述して発表する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第2節 津波災害応急対策の実施（津波への対処） (略)</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 津波に対する避難体制の整備 1～3 (略)</p> <p>4 避難指示 (略)</p> <p>(1) 津波は、場合によっては警報・注意報が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため、津波警報等の情報伝達がなくても強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合。 ※なお、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しても、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4 沿岸地域等の住民等に対する広報体制の整備 (略)</p> <p>1 海岸等における広報 沿岸地域の市町村は、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、市町村防災行政無線（同報系）、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。 また、津波警報や避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、スマートフォンを活用し</p>	<p>消防庁からの指摘に基づく修正</p> <p>消防庁からの指摘に基づく修正</p> <p>消防庁からの指摘に基づく修正</p> <p>消防庁からの指摘に基づく修正</p>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>町村防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、福岡県防災情報メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、アラート（災害情報共有システム）等のあらゆる手段の活用を図るものとする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第5 沿岸地域住民等の自衛措置 （略） ＜一般編＞ ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても大津波警報、津波警報が発表されているときや長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく自発的に直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。海水浴客や釣り人やサーファー等は、これ以外の時にでも、津波注意報が発令された場合には、直ちに海浜付近から離れるものとする。 イ～カ （略） ＜船舶編＞ （略） 第6～第8 （略） 第9 関係機関の津波に対する措置 1 沿岸の防災機関は緊急警報放送システム（EWS）等を利用して、津波警報の早期入手に努める。 2～3 （略）</p> <p>第3節 被害情報等の収集伝達 （略） 第1 被害情報の収集と被害規模の早期把握（防災危機管理局・農林事務所・関係部局、市町村） （略） 1 （略） 2 地震発生直後の被害情報の把握 県及び市町村は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとし、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 この場合、県は降雨量、風速等から特に被害の発生が予想される地域を優先して市町村、消防本部等から情報を収集することとし、被害規模の早期把握に努めるものとする。 また、県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、必要に応じ、市町村に災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員を派遣し、応急的な市町村との</p>	<p>た防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、アラート（災害情報共有システム）等のあらゆる手段の活用を図るものとする。 2～3 （略）</p> <p>第5 沿岸地域住民等の自衛措置 （略） ＜一般編＞ ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても大津波警報、津波警報が発表されているときや長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく自発的に直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。海水浴客や釣り人やサーファー等は、これ以外に津波注意報が発令された場合であっても、直ちに海浜付近から離れるものとする。 イ～カ （略） ＜船舶編＞ （略） 第6～第8 （略） 第9 関係機関の津波に対する措置 1 沿岸の防災機関は緊急警報放送システム（EWS）等を利用して、津波警報等の早期入手に努める。 2～3 （略）</p> <p>第3節 被害情報等の収集伝達 （略） 第1 被害情報の収集と被害規模の早期把握（防災危機管理局・農林事務所・関係部局、市町村） （略） 1 （略） 2 地震発生直後の被害情報の把握 県及び市町村は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとし、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 この場合、県は降雨量、風速等から特に被害の発生が予想される地域を優先して市町村、消防本部等から情報を収集することとし、被害規模の早期把握に努めるものとする。 また、県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、必要に応じ、市町村に災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員を派遣し、応急的な市町村との通信及び情報の収集に努めるものとする。被害情報等の把握に際しては、へ</p>	<p>令和4年度新規施策に係る修正</p> <p>字句の修正</p> <p>消防庁からの指摘に基づく修正</p> <p>消防庁からの指摘に基づく修正</p>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>通信及び情報の収集に努めるものとする。被害情報等の把握に際しては、ヘリコプターや無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くすよう努めるものとする。</p> <p>情報連絡員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。</p> <p>県は、人的被害の数については、一元的に集約、調整を行うものとする。その際、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。県は、当該情報が得られた際は、関係機関の協力を得て、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p> <p>国、県、市町村及び指定公共機関は道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡するものとする。また、県及び市町村は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 通信計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害時における通信連絡</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 公衆電気通信設備の利用</p> <p>災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等のため必要がある時は、非常電話、非常電報が利用できる。</p> <p>ア 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱うこと。</p> <p>イ 県（本庁）が承認を受けた非常・緊急通話取扱い電話番号は次のとおりである。</p>	<p>リコプターや無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くすよう努めるものとする。</p> <p>情報連絡員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。</p> <p>県は、人的被害の数については、一元的に集約、調整を行うものとする。その際、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。県は、当該情報が得られた際は、関係機関の協力を得て、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p> <p><u>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p><u>都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p> <p>国、県、市町村及び指定公共機関は道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡するものとする。また、県及び市町村は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 通信計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害時における通信連絡</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 公衆電気通信設備の利用</p> <p>災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等のため必要がある時は、非常電話、非常電報が利用できる。</p> <p>ア 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱うこと。</p> <p>イ 県（本庁）が承認を受けた非常・緊急通話取扱い電話番号は次のとおりである。</p> <p>〈福岡県庁非常・緊急通話電話番号〉</p>	<p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧				新				改正理由
〈福岡県庁非常・緊急通話電話番号〉								
電話番号	関係部署	電話番号	関係部署	電話番号	関係部署	電話番号	関係部署	
641-4734	総務部防災危機管理局	622-6394	福祉労働部福祉総務課	622-6394	福祉労働部福祉総務課	622-6394	福祉労働部福祉総務課	
643-3986	福岡県災害対策本部	622-1404	商工部商工政策課	643-3986	福岡県災害対策本部	622-1404	商工部商工政策課	
643-3987		641-4665	農林水産部農林水産政策課	643-3987		641-4665	農林水産部農林水産政策課	
643-3988		622-5108	県土整備部河川管理課	643-3988		622-5108	県土整備部河川管理課	
643-3989		622-5107	〃 道路維持課	643-3989		622-5107	〃 道路維持課	
643-3990		651-6599	〃 砂防課	643-3990		651-6599	〃 砂防課	
622-1907	総務部県民情報広報課	622-0618	建築都市部建築都市総務課	622-1907	総務部県民情報広報課	622-0618	建築都市部建築都市総務課	
641-6657	企画・地域振興部総合政策課	643-3772	会計管理局会計課	641-6657	企画・地域振興部総合政策課	643-3772	会計管理局会計課	
622-6393	〃 市町村支援課			622-6393	〃 行財政支援課			
<p>第4節 広報・広聴</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害広報の実施</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 指定公共機関等における広報</p> <p>(1) 日本放送協会(福岡放送局)</p> <p>(略)</p> <p>ア 緊急警報放送</p> <p>緊急警報放送は次の場合に限り実施する。</p> <p>(ア) 津波警報が発せられたことを放送する場合</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p>				<p>第4節 広報・広聴</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害広報の実施</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 指定公共機関等における広報</p> <p>(1) 日本放送協会(福岡放送局)</p> <p>(略)</p> <p>ア 緊急警報放送</p> <p>緊急警報放送は次の場合に限り実施する。</p> <p>(ア) 津波警報等が発せられたことを放送する場合</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p>				組織体制の変更に伴う修正
<p>第5節～第7節 (略)</p>				<p>第5節～第7節 (略)</p>				
<p>第8節 避難対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>第1 避難の指示の周知</p> <p>1 避難の指示</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 指定行政機関の長等による助言</p> <p>市町村長は、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に助言するものとする。</p>				<p>第8節 避難対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>第1 避難の指示の周知</p> <p>1 避難の指示</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 指定行政機関の長等による助言</p> <p>市町村長は、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に助言するものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術</p>				消防庁からの指摘に基づく修正
								防災基本計画(R4.6修正)に基づく修正

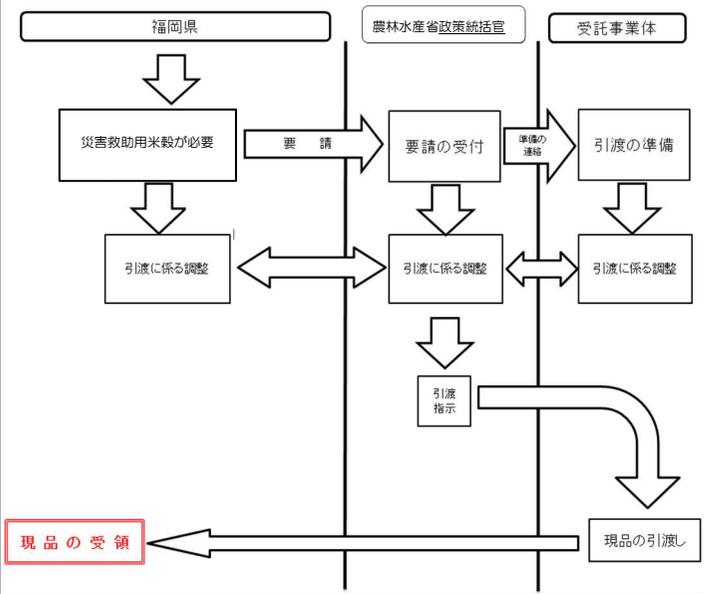
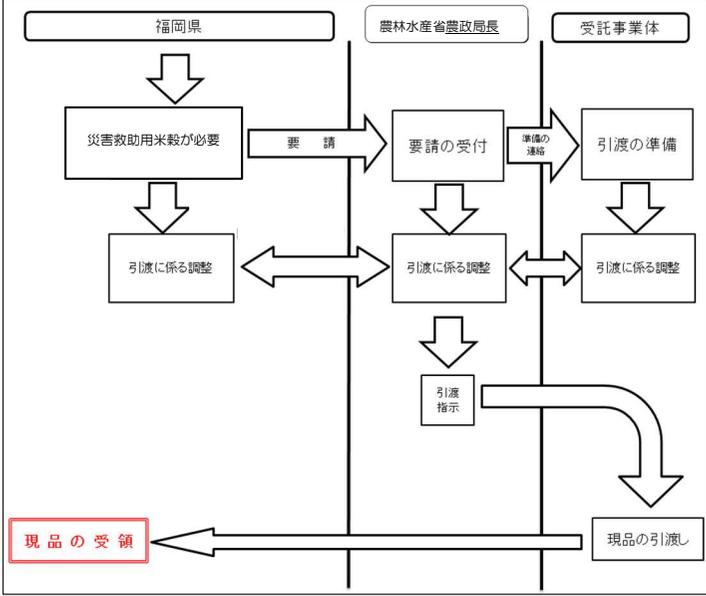
■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>2 (略)</p> <p>3 住民等への周知（市町村）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町村は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル、旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「<u>屋内安全確保</u>」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 避難者の誘導及び移送</p> <p>1 市町村</p> <p>(1) 住民等の避難誘導</p> <p>住民等の避難誘導は、警察や自主防災組織等の協力を得て市町村が実施する。</p> <p>市町村は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「<u>屋内安全確保</u>」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4 指定避難所等の開設</p> <p>1 市町村</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 指定避難所等の適切な運営管理</p> <p>ア 指定避難所等における協力体制の構築</p> <p>指定避難所等における正確な情報の伝達、食料や水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(9)～(10) (略)</p>	<p><u>的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 住民等への周知（市町村）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町村は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル、旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「<u>緊急安全確保</u>」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 避難者の誘導及び移送</p> <p>1 市町村</p> <p>(1) 住民等の避難誘導</p> <p>住民等の避難誘導は、警察や自主防災組織等の協力を得て市町村が実施する。</p> <p>市町村は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「<u>緊急安全確保</u>」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4 指定避難所等の開設</p> <p>1 市町村</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 指定避難所等の適切な運営管理</p> <p>ア 指定避難所等における協力体制の構築</p> <p>指定避難所等における正確な情報の伝達、食料や水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、専門性を有した<u>NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>2 (略)</p> <p>第5～第9 (略)</p> <p>第9節～第14節 (略)</p> <p>第15節 食料の供給 (略)</p> <p>第1 方針</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 給食は、食料供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に対し優先的に実施する。</p> <p>(2) 当初にあつては、公立学校、幼稚園、保育園、旅館、組合等の給食施設で被害を受けていない施設での炊き出し及び弁当業者、製パン業者等からの弁当・製パンの調達により給食を実施する。 なお、この場合、弁当業者、製パン業者等の業者には各指定避難所等までの配送を含めて依頼し、県・市町村による輸送は原則として行わない。</p> <p>(3) (2) による給食を待つことができない場合の緊急避難的措置として備蓄食料を供給するが、できるだけ早期に(2)による給食に切り替える。</p> <p>(4) 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は指定避難所等に限定する。</p> <p>(5) (4) 以外の施設等への直接の配送は以下のような場合に実施する。 ア 地震災害により孤立し、食料調達に困難が予想される地域 イ 病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設</p> <p>(6) 県民等においては以下のように対応する。 ア 2～3日間は、可能な限り、県民自身が備蓄している食料で対応する。 イ 県民相互で助け合う。</p> <p>(7) 事態がある程度落ち着いた段階では、給食需要の明確化を図る。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 県 (略)</p> <p>1 水田農業振興課 災害救助法及び国民保護法が発動され、市町村から応援要請があつた場合又は必要と認めた場合は、米穀が円滑に供給されるよう、農林水産省政策統括官に対し災害救助用米穀の引渡を要請する。 被災地の状況その他の事情により、農林水産省政策統括官に連絡するいとまがないと判断される場合には、災害救助用米穀の引渡の要請に基づく情報を九州農政局に連絡する。</p>	<p>第5～第9 (略)</p> <p>第9節～第14節 (略)</p> <p>第15節 食料の供給 (略)</p> <p>第1 方針</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 給食は、食料供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に対し優先的に実施する。 <u>(2) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p><u>(3) 当初にあつては、公立学校、幼稚園、保育園、旅館、組合等の給食施設で被害を受けていない施設での炊き出し及び弁当業者、製パン業者等からの弁当・製パンの調達により給食を実施する。</u> なお、この場合、弁当業者、製パン業者等の業者には各指定避難所等までの配送を含めて依頼し、県・市町村による輸送は原則として行わない。</p> <p><u>(4) (3) による給食を待つことができない場合の緊急避難的措置として備蓄食料を供給するが、できるだけ早期に(3)による給食に切り替える。</u></p> <p><u>(5) 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は指定避難所等に限定する。</u></p> <p><u>(6) (5) 以外の施設等への直接の配送は以下のような場合に実施する。</u> ア 地震災害により孤立し、食料調達に困難が予想される地域 イ 病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設</p> <p><u>(7) 県民等においては以下のように対応する。</u> ア 2～3日間は、可能な限り、県民自身が備蓄している食料で対応する。 イ 県民相互で助け合う。</p> <p><u>(8) 事態がある程度落ち着いた段階では、給食需要の明確化を図る。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 県 (略)</p> <p>1 水田農業振興課 災害救助法及び国民保護法が発動され、市町村から応援要請があつた場合又は必要と認めた場合は、米穀が円滑に供給されるよう、農林水産省農政局長に対し災害救助用米穀の引渡を要請する。 被災地の状況その他の事情により、農林水産省農政局長に連絡するいとまがないと判断される場合には、災害救助用米穀の引渡の要請に基づく情報を九州農政局に連絡する。 資料編 備蓄等—米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 参照</p>	<p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>資料編 備蓄等一米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 参照 2～3 (略)</p> <p>第4 農林水産省・九州農政局 県は、米穀が必要量確保できないと判断した場合は、災害救助用米穀について、農林水産省政策統括官へ応急供給の要請を行うとともに、九州農政局にその情報を提供する。 被災地の状況及びその他の事情により農林水産省政策統括官に連絡するいとまがないと判断される場合には、災害救助用米穀の引渡の要請に基づく情報を九州農政局に連絡する。 資料編 I 備蓄等一米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 参照</p> <p>1 災害救助用米穀の要請経路</p>  <p>第5 (略) 第6 救助法で定める基準、基準による炊き出し及び食品の給与方法（福祉総務課・水田農業振興課、市町村） 1 (略) 2 給与の方法 (1) (略) (2) 知事は、市町村長からの供給申請又は申請を待つことなく、被害報告に基づき応急米穀の給与を必要と認めるときは、給与数量等を定め、農林水産省政策統括官に通知するとともに市町村長にこの旨通知する。</p>	<p>2～3 (略) 第4 農林水産省・九州農政局 県は、米穀が必要量確保できないと判断した場合は、災害救助用米穀について、農林水産省農政局長へ応急供給の要請を行うとともに、九州農政局にその情報を提供する。 被災地の状況及びその他の事情により農林水産省農政局長に連絡するいとまがないと判断される場合には、災害救助用米穀の引渡の要請に基づく情報を九州農政局に連絡する。 資料編 I 備蓄等一米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 参照</p> <p>1 災害救助用米穀の要請経路</p>  <p>第5 (略) 第6 救助法で定める基準、基準による炊き出し及び食品の給与方法（福祉総務課・水田農業振興課、市町村） 1 (略) 2 給与の方法 (1) (略) (2) 知事は、市町村長からの供給申請又は申請を待つことなく、被害報告に基づき応急米穀の給与を必要と認めるときは、給与数量等を定め、農林水産省農政局長に通知するとともに市町村長にこの旨通知する。 (3) (略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第16節～第18節 (略)</p> <p>第19節 文教対策の実施 (略)</p> <p>第1 学校教育対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急教育（体育スポーツ健康課・施設課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・教職員課、市町村教育委員会等）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 児童・生徒等の安全の確保措置（体育スポーツ健康課・施設課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課） 災害発生時における児童・生徒等の安全の確保に関し、次の措置をとる。</p> <p>ア 県立学校に対する措置 授業を継続実施することにより、児童・生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合において、臨時に授業を行わない等の措置は、校長の判断により行うものとするが、県教育委員会は、必要に応じ次の事項の指導を行う。 (ア) 職員を派遣して、応急並びに事後の授業等に関する措置を指導するものとする。 (イ) 台風来襲等事前に災害が予知される場合は、あらかじめ校長に対し指導助言を行う。 (ウ) 指定避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能の場合には、他の公共施設を利用して早急に授業の再開を図る。</p> <p>イ 市町村(組合)立学校に対する措置 授業を継続実施することにより、児童・生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会は、臨時に授業を行わない等適切な措置をとるよう、当該市町村(組合)教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は市町村(組合)教育委員会の了解のうえで、報道機関などを利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講じることもある。</p> <p>ウ 校長の措置 (ア) 事前準備 校長は、災害発生時の応急教育体制に備えて、以下の事項に留意しなければならない。 a 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法の確認。 b 県(市町村等)教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認。 c 時間外においては、所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を職員に周知。</p>	<p>3～4 (略)</p> <p>第16節～第18節 (略)</p> <p>第19節 文教対策の実施 (略)</p> <p>第1 学校教育対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急教育（体育スポーツ健康課・施設課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・教職員課、市町村教育委員会等）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 児童・生徒等の安全の確保措置（体育スポーツ健康課・施設課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課） 災害発生時における児童・生徒等の安全の確保に関し、次の措置をとる。</p> <p>ア 県立学校に対する措置 授業を継続実施することにより、児童・生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合において、臨時に授業を行わない等の措置は、校長の判断により行うものとするが、県教育委員会は、必要に応じ次の事項の指導を行う。 (ア) 職員を派遣して、応急並びに事後の授業等に関する措置を指導するものとする。 (イ) 台風来襲等事前に災害が予知される場合は、あらかじめ校長に対し指導助言を行う。 (ウ) 指定避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能の場合には、他の公共施設を利用して早急に授業の再開を図る。</p> <p>イ 市町村(組合)立学校に対する措置 授業を継続実施することにより、児童・生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会は、臨時に授業を行わない等適切な措置をとるよう、当該市町村(組合)教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は市町村(組合)教育委員会の了解のうえで、報道機関などを利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講じることもある。</p> <p>ウ 校長の措置 (ア) 事前準備 校長は、災害発生時の応急教育体制に備えて、以下の事項に留意しなければならない。 a 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法の確認。 b 県(市町村等)教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認。 c 時間外においては、所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を職員に周知。 d 児童・生徒等の避難路・指定緊急避難場所の安全性の確認。</p>	

■福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>d 児童・生徒等の避難路・指定緊急避難場所の安全性の確認。</p> <p>(イ) 災害時の体制</p> <p>a 校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。</p> <p>b 校長は、災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、県（市町村等）教育委員会と連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。</p> <p>c 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。</p> <p>d 応急教育計画については、県（市町村等）教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒等及び保護者に周知徹底を図る。</p> <p>(ウ) 災害復旧時の体制</p> <p>a 校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、県（市町村等）教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。</p> <p>b 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、校長は関係機関の援助等により処置する。</p> <p>c 疎開した児童・生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。</p> <p>d 災害の推移を把握し、県（市町村等）教育委員会と連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。</p> <p>第20節～第21節 （略）</p>	<p>(イ) 災害時の体制</p> <p>a 校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。</p> <p>b 校長は、災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、県（市町村等）教育委員会と連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。</p> <p>c 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。</p> <p>d 応急教育計画については、県（市町村等）教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒等及び保護者に周知徹底を図る。</p> <p>(ウ) 災害復旧時の体制</p> <p>a 校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、県（市町村等）教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。</p> <p>b 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、校長は関係機関の援助等により処置する。</p> <p>c 疎開した児童・生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。</p> <p>d 災害の推移を把握し、県（市町村等）教育委員会と連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。</p> <p>第20節～第21節 （略）</p>	<p>記載の適正化</p>

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第4編 災害復旧・復興計画</p> <p>第1章 災害復旧・災害復興の基本方針（略）</p> <p>第2章 災害復旧事業の推進</p> <p>大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目的が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。</p> <p>なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。</p> <p>県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村又はその市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村又はその市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町村に対する支援を行う。</p> <p>県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</p> <p>県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。</p> <p>また、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県は関係行政機関又は関係地方行政機関に、市町村は関係地方行政機関に、職員の派遣を要請するものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 国、県、市町村、警察、指定地方行政機関</p> <p>第1節～第2節 （略）</p> <p>第3章～第5章 （略）</p>	<p>第1章 災害復旧・災害復興の基本方針（略）</p> <p>第2章 災害復旧事業の推進</p> <p>大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目的が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。</p> <p>なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。</p> <p>県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村又はその市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村又はその市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町村に対する支援を行う。</p> <p>県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</p> <p>県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。</p> <p>また、被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 国、県、市町村、警察、指定地方行政機関</p> <p>第1節～第2節 （略）</p> <p>第3章～第5章 （略）</p>	<p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p>